

陸前高田オートキャンプ場モビリアの施設整備に係る サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

岩手県では、「陸前高田オートキャンプ場モビリア」について、東日本大震災津波以降、応急仮設住宅が整備されたことに伴い、施設の利用を停止していましたが、応急仮設住宅が撤去されたことから、施設の再開に向けて検討を進めているところです。

一方、同キャンプ場は東日本大震災津波以降の利用客の受入停止に伴い、施設が利用されていなかったことから、施設の再開に向けて改修が必要であること、テントの大型化やグランピング・ソロキャンプなどのキャンプ場へのニーズが多様化していることなどから、利用者のニーズに沿った施設の整備を行い、利用者の拡大を図りたいと考えています。

また、同キャンプ場は利用者による観光消費額の増加を通じ、東日本大震災津波からの復興にも資する施設であることから、早期にかつ短期間で整備することを検討しております。

そこで、効率的かつ効果的な工事手法、整備内容やそれに伴う整備費用、運営方法など、早期の再開に向けた整備を実現し、利用者のニーズを的確にとらえ、質の高いサービスを提供できる施設整備・運営方法を総合的に検討するため、サウンディング型市場調査（以下、サウンディングという。）を実施します。

2 サウンディングのスケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和3年11月5日（金）
参加申込期限	令和3年11月24日（水）17時まで
現地見学会	令和3年11月17日（水）
事前質問期間	令和3年11月15日（月）17時まで ①令和3年11月11日（木）までの質問は11月15日（月）回答予定 ②令和3年11月15日（月）までの質問は11月17日（水）回答予定 ※県のホームページにて回答予定（質問者は非公表）
実施日時の連絡	令和3年11月26日（金）（予定）
実施日・実施場所	令和3年12月20日（月）から23日（木） （公財）岩手県観光協会会議室 （岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1（マリオス3階）） ※要事前申込 ※上記期日で対応が難しい場合は御相談ください。
実施結果概要の公表	令和4年1月中旬

3 施設概要

詳細は別添を御参照ください。

名称	陸前高田オートキャンプ場モビリア
所在地	岩手県陸前高田市小友町字瀬沢
面積	22.4ha
開設年	平成11年4月
施設概要	センターハウス1棟、テントサイト108区画、多目的サイト1面(4,780㎡)、ケビン10棟、サニタリーハウス4棟、ドームハウス4棟
現況	<ul style="list-style-type: none">・多目的サイト、テントサイトには、東日本大震災津波後に応急仮設住宅が設置されていましたが、現在は撤去が完了しております。・センターハウスやサニタリーハウスは東日本大震災津波後利用停止。・ドームハウス、ケビンについては、東日本大震災津波後、復興工事関係者の宿泊需要がありましたが、復興工事の進捗に伴い徐々に宿泊需要が減少したため、平成30年1月から宿泊利用の受付を停止。
アクセス	三陸沿岸道路 通岡ICから約15分(7.6km) 東北自動車道 一関ICから約1時間45分(70.5km) 盛岡市から約2時間30分(約110km、有料道路不使用) 宮古市から約1時間45分(約100km) 釜石市から約1時間(約50km) 遠野市から約1時間30分(約60km) 仙台市から約2時間30分(約150km)
その他	<ul style="list-style-type: none">・以前は指定管理者制度により運営(利用料金制)。運営費は利用料金によって指定管理者の責任で運営。修繕については、小規模修繕は指定管理者が、それ以外は県が実施。・Wi-Fi等の無料公衆無線LANは無し。・設計も含め整備期間は単年度を予定。

4 サウンディングの概要

(1) サウンディングの対象者

キャンプ場の運営実績のある法人又は同法人を含む複数の法人で構成する共同企業体とします。なお、次の参加要件をいずれも満たす者であることが必要です。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者

(同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

エ サウンディングの参加申込書類の提出の日からサウンディングを実施するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

オ エの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

カ 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。（県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。）

(2) 実施日時・場所

ア 実施期間

令和 3 年 12 月 20 日（月）から 23 日（木）の 10 時から 17 時の間で調整します。

※ 応募のあった民間事業者の担当者宛てに、実施日時及び場所の御連絡をいたします。重複があった場合には、希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御承願います。

※ 申込者が多数の場合には日程を追加する場合があります。

※ 上記期日で対応が難しい場合は御相談ください。

イ 所要時間

60 分程度で設定します。

ウ 場所

（公財）岩手県観光協会会議室（岩手県盛岡市盛岡駅西通 2-9-1（マリオス 3 階））

エ その他

事前に検温の上、会場ではマスクの着用をお願いします。

(3) サウンディングにおいて主にお聞きしたい項目

早期の施設の再開に向けた整備を実現し、利用者のニーズを的確にとらえ、質の高いサービスを提供できる施設整備・運営を実現するため、設計・施工事業者と運営予定者によ

るコンソーシアム（設計・施工と施設運営を単独で実施できる場合はコンソーシアムに限らない）を募集し、設計（調査）・施工をまとめて発注（DB方式）することを検討しており、設計から整備まで単年度での事業実施を予定しています。また、陸前高田オートキャンプ場モビリアは公の施設となっていることから、指定管理者制度による運営を予定しております。これらを踏まえ、サウンディングでは以下に関する意見を可能な限りいただきたいと思っております。

ア 事業者選定手続き関係

- ・ 設計・施工事業者と運営予定者によるコンソーシアムを募集することの有効性
- ・ 設計（調査）・施工一括発注の市場性
- ・ 県で前提としている事業者選定手続きが困難な場合、その他の手法・方式の提案

イ 整備内容関係

- ・ 整備内容
- ・ 概算の整備費用（調査、設計、土木工事、建築工事、工事監理、備品購入等整備に必要な委託料、工事請負費、備品購入費等の内訳）
- ・ 収支見込（事業採算性）

ウ 運営内容関係

- ・ 管理運営の内容と観光消費額への寄与
- ・ 県内への誘客効果
- ・ 地域特性を踏まえた地域貢献
- ・ 地域との連携などを含んだ運営

エ その他

- ・ 事業実施にあたって県に期待する支援や配慮してほしい事項

(4) 結果の公表

サウンディングの実施結果については、その概要をホームページで公表します。ただし、御参加いただいた法人の名称及びノウハウに係る内容は公表しません。公表に当たっては、事前に御参加いただいた法人に内容の確認を行います。

5 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会

サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

ア 申込方法

施設の見学をご希望の場合は、岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室（AE0006@pref.iwate.jp）まで電子メールで令和3年11月15日（月）16時までにご連絡ください。電子メールの件名は「サウンディング現地見学会について」としてください。

イ 日時

令和3年11月17日（水）13時30分から2時間程度

※参加者が多い場合は、2部制にする可能性があります。

ウ 駐車場

陸前高田オートキャンプ場モビリアセンターハウス前に駐車いただきます。台数が多い場合は、センターハウス向かいの臨時駐車場にも駐車が可能です。

エ その他

上履きを御持参ください。また、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、事前に検温、マスクの着用等の感染対策をお願い申し上げます。

(2) サウンディングのエントリー方法

ア 申込方法

別紙1「エントリーシート」を県ホームページからダウンロードして記載の上、令和3年11月24日（水）17時までに岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室（AE0006@pref.iwate.jp）まで電子メールで提出してください。電子メールの件名は「サウンディングのエントリーについて」としてください。

イ 事前質問等の受付

事前質問がある場合は、併せて別紙2「事前質問シート」を提出してください。サウンディング実施前に県ホームページで回答するほか参加者全員に対し電子メールで回答します（質問者は非公開）。質問内容によっては、回答できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

①令和3年11月11日（木）までの質問は11月15日（月）回答予定

②令和3年11月15日（月）までの質問は11月17日（水）回答予定

ウ サウンディング実施日時の連絡

実施日時・場所は、参加者に電子メール等で令和3年11月26日（金）ころに御案内します。申込多数の場合、御希望以外の日時に調整させていただく場合があります。

エ その他

- ・ サウンディングは、応募者のノウハウを保護するため、個別に行います。
- ・ サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には前日までに岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室（AE0006@pref.iwate.jp）まで電子メールで送付するか、当日提出分として7部御持参ください。ただし、提出書類は返却しません。

6 留意事項

(1) 参加の取扱

ア サウンディングへの参加は今後の事業者選定評価等に影響を与えることはありません。

イ サウンディングに不参加の場合も、今後の発注の際には参加できます。

ウ サウンディングの内容は、今後の検討の参考にさせていただきます。ただし、双方の発言は、サウンディング時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御了承ください。

(2) 費用負担

サウンディング参加に要する書類作成・提出等の全ての費用は参加者負担とします。

(3) 提出書類の取扱

ア 提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属します。

イ サウンディングの結果公表やその後の事業検討以外の目的で提出書類等を使用しません。

7 問合せ先

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室国内観光担当

電話：019-629-5574 FAX：019-623-2001

メール：AE0006@pref.iwate.jp